

- 3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

(業務)

第二十九条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動を行うこと。
- 二 自然公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。
- 三 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- 四 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。
- 五 自然公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十条 公園管理団体は、県及び市町村との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第三十一条 知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第三十二条 知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示しなければならない。

(情報の提供等)

第三十三条 県は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

(秋田県環境影響評価条例の一部改正)

第二条 秋田県環境影響評価条例(平成十二年秋田県条例第三百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「第十条第一項」を「第五条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

(秋田県自然環境保全条例の一部改正)

2 秋田県自然環境保全条例(昭和四十八年秋田県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第二号及び第四号中「すぐれた」を「優れた」に改め、同条第二項中「きかなければ」を「聴かなければ」に、「あわせて」を「併せて」に改め、同条第五項中「きく」を「聴く」に改め、同条第八項中「第十一条第一項」を「第六条第一項」に改める。

(秋田県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 秋田県の事務処理の特例に関する条例(平成十一年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の表七の項中「第十九条第一項本文」を「第十五条第一項本文」に改め、同項イ中「第十四条第二項」を「第九条第二項」に改め、同項ロ中「第四号の二まで及び第六号」を「第五号まで、第七号、第八号、第十一号、第十三号及び第十五号」に改め、同項ハ中「第十九条第三項」を「第十五条第三項」に改め、同項ニ中「第十九条第四項」を「第十五条第四項」に改め、同項ホ中「第十九条第五項」を「第十五条第五項」に改め、同項ヘ中「第二十一条第一項本文」を「第十七条第一項本文」に改め、同項ト中「第二十一条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項チ中「第二十一条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同項リ中「第二十一条第六項」を「第十七条第六項」に改め、同項ヌ中「第二十二条の規定による」を「第十八条第一項の規定による行為の中止、」に改め、同項ル中「第二十三条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同項ヲ中「第二十三条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同項中「第十条第一項」を「第五条第一項」に改める。

(秋田県環境影響評価条例の一部改正)

4 秋田県環境影響評価条例の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「第十条第一項」を「第五条第一項」に改める。

秋田県鳥獣飼養許可証交付等手数料徴収条例及び秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県条例第二十三号

秋田県鳥獣飼養許可証交付等手数料徴収条例及び秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例

(秋田県鳥獣飼養許可証交付等手数料徴収条例の一部改正)

第一条 秋田県鳥獣飼養許可証交付等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田県鳥獣飼養登録票交付等手数料徴収条例

第一条中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十三条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十九条第三項」に、「鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは」を「登録票の交付、同条第五項の規定による登録の有効期間の更新及び同条第六項の登録票の」に改める。

第二条中「鳥獣飼養許可証の交付又はその更新若しくは」を「登録票の交付、登録の有効期間の更新又は登録票の」に改める。

（秋田県環境影響評価条例の一部改正）

第二条 秋田県環境影響評価条例（平成十二年秋田県条例第三百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項」に改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月十六日から施行する。

秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十四号

秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例

秋田県は、世界遺産の白神山、名山が連なる奥羽山脈、秀麗な鳥海山など緑濃い山々に囲まれ、これらを水源とする米代川、雄物川、子吉川などの河川が肥よくな平野を潤しながら日本海に達しているなど、豊かで美しい自然を擁している。

また、豊潤な水をたたえる十和田湖や田沢湖などの美しい湖沼、県民の生活を支える広大な田園、四季を彩る多様な森林などの水と緑が織り成す悠久の自然と人々の生活とが一体となって、秋田の自然と風土が形づくられてきた。

これらは、私たちに心のよりどころと安らぎを与え、ふるさとの文化をはぐくむなど、先人が守り育て、伝えてきてくれた貴重な財産であるとともに、未来からの預かりものである。

近年の飛躍的な社会経済の進展に伴い、生活の利便性が向上する一方で、水辺では蛍やめだかなどの生物が少なくなり、子供たちが気軽に遊べる小川

や山野が減少するなど、私たちの周りから、ふるさとの風景が失われてきている。

今こそ、私たちは、人々が安らぎとゆとりを持って自然と共生できるように、豊かな水と緑に包まれたふるさと秋田を創造するための活動に取り組まなければならない。

ここに、愛着と誇りを持てる郷土の美しい山々や川、海などを守り、創造し、これを次の世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本指針を定め、並びに県、県民、事業者及び森林の所有者の責務を明らかにするとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、ふるさとの森と川と海の保全及び創造を総合かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ふるさとの森と川と海の保全及び創造 森林では地域の特性に応じた多様な植生を確保し、河川では豊富で清らかな水流を保ち、海岸では美しい砂浜や魚介類が生息する磯を維持し、これらと人との豊かな触れ合いを促進するなど、森林、河川、海岸等における多様な自然環境を人の活動と調和を図りながら体系的に保全するとともに、健全な生態系及び良好な景観を維持し、及び回復し、県民と自然とが共生できる環境をつくりだすことをいう。

二 森林、河川、海岸等 森林、河川、海岸、湖沼、ため池、農業用排水路その他生活空間に存する緑地をいう。

(基本指針)

第三条 ふるさとの森と川と海の保全及び創造は、次に掲げる事項を基本的な指針として行わなければならない。

一 森林、河川、海岸等が農林水産業の生産活動及び人の生活と結び付いて地域文化に密接に関与していることにかんがみ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造の意義が将来にわたって県民に深く理解されること。

二 県民のふるさとの森と川と海の保全及び創造のための活動が、主体的かつ継続的に行われるとともに、県、県民、事業者及び森林の所有者の連携協力が図られること。

三 県が施策を実施し、並びに事業者及び森林の所有者が事業活動を行うに当たっては、広く県民が豊かな自然環境の恩恵を享受し、その自然環境が将来の県民に継承されるように、森林、河川、海岸等における健全な生態系の保全及び良好な景観の形成に十分配慮すること。

(県の責務)

第四条 県は、前条各号に掲げる基本指針に基づき、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を

有する。

(県民の責務)

第五条 県民は、緑化、美化活動その他のふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する取組を積極的に行うように努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自らの事業活動が森林、河川、海岸等に影響を及ぼすことにかんがみ、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に積極的に取り組むように努めるとともに、県が実施するふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策に協力するように努めるものとする。

(森林の所有者の責務)

第七条 森林の所有者は、森林の有する多面的機能（森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、林産物の供給等の多面にわたる機能をいう。以下同じ。）の持続的な発揮がふるさとの森と川と海の保全及び創造に寄与することにかんがみ、森林の整備に積極的に取り組むように努めるものとする。

(基本計画)

第八条 知事は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する目標及び施策の方向

二 前号に掲げるもののほか、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民、事業者及び森林の所有者の意見を反映することができるように必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(配慮指針)

第九条 知事は、県が森林、河川、海岸等について実施し、又は助成する事業に関し、健全な生態系の保全及び良好な景観の形成への配慮が適切に行われるように、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する配慮の指針（以下「配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 配慮指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 対象となる事業

二 対象となる事業の種類ごとに適用する配慮すべき事項

三 前二号に掲げるもののほか、健全な生態系の保全及び良好な景観の形成のために必要な事項

(森林の整備に関する施策)

第十条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、森林について、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。

一 気象条件、土壌条件その他の地域の特性に応じた樹種からなる森林の造成

二 動植物の生息地及び生育地の確保を図るための混交林(針葉樹と広葉樹が混在して生育する森林をいう。以下同じ。)又は広葉樹林の造成

三 人と森林との触れ合い又は良好な景観の形成を図るための集落周辺における混交林の造成

四 森林病害虫の駆除等による森林の保全

五 その他森林の有する多面的機能の持続的な発揮

2 知事は、民有林の整備が前項各号に掲げる事項を考慮して総合的かつ計画的に行われるように、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の地域森林計画をたて、又はこれを変更するものとする。

(河川等の整備に関する施策)

第十一条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、河川、海岸及び湖沼について、次に掲げる事項に関する施策を講ずるものとする。

一 多様な動植物が生息し、又は生育する良好な環境の保全及び整備

二 人と水との触れ合い又は良好な景観の形成を図るための整備

三 その他河川、海岸及び湖沼の有する自然環境の保全、公衆の保健等の機能の持続的な発揮

(ため池等の整備における配慮)

第十二条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に資するため、ため池及び農業用排水路の整備に当たっては、次に掲げる事項について配慮するものとする。

一 希少な動植物の生息地及び生育地の確保

二 集落周辺にあるため池及び農業用排水路の整備にあつては、人と水との触れ合い又は良好な景観の形成

(水と緑の月間)

第十三条 県は、ふるさとの森と川と海の保全及び創造についての県民の関心と理解を深めるとともに、ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する

活動への積極的な参加を促進するため、水と緑の月間を設ける。

2 水と緑の月間は、毎年七月とする。

(理解を深めるための措置)

第十四条 県は、県民、事業者及び森林の所有者のふるさと森と川と海の保全及び創造についての関心と理解を深めるため、学習の機会の提供、教育用の資料の提供、広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動を促進するための措置)

第十五条 県は、県民、事業者、森林の所有者又はこれらの者の組織する団体が自発的に行う緑化活動、美化活動その他のふるさと森と川と海の保全及び創造に関する活動を促進するため、専門的な知識を有する者の育成、情報の提供、交流の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等)

第十六条 県は、ふるさと森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

(市町村に対する協力)

第十七条 県は、市町村がふるさと森と川と海の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(国への要請等)

第十八条 県は、ふるさと森と川と海の保全及び創造を総合的かつ計画的に推進するため必要があると認めるときは、国に対し必要な措置を講ずるよう要請し、及び他の地方公共団体に協力を求めるものとする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十五号

秋田県家畜検査等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県家畜検査等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「の検査」を「又はその死体の検査(以下単に「家畜の検査」という。)」に改める。

第二条第一号中「監視伝染病」の下に「(伝達性海綿状脳症を除く。)」を加える。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県漁船登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十六号

秋田県漁船登録等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県漁船登録等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条第二号中「第十一条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同条第三号中「第十一条の二」を「第十三条」に改め、同条第四号中「第十四条第一項」を「第十七条第二項」に改め、同条第五号中「第十八条」を「第二十一条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県遊漁船業者登録等手数料徴収条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十七号

秋田県遊漁船業者登録等手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 県は、遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第三条第一項の規定による遊漁船業者の登録を受けようとする者及び同条第二項の規定による遊漁船業者の登録の更新を受けようとする者から、手数料を徴収する。

(手数料の額)

第二条 手数料の額は、次のとおりとする。

一 遊漁船業者の登録の申請

二 遊漁船業者の登録の更新の申請

(手数料の徴収の時期)

第三条 手数料は、申請があったときに徴収する。

(手数料の不還付)

第四条 既に徴収した手数料は、還付しない。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十八号

秋田県屋外広告物条例の一部を改正する条例

秋田県屋外広告物条例(昭和四十九年秋田県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「(県内に住所を有する者に限る。)」を削る。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例及び秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第二十九号

秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例及び秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部を改正する条例
(秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例の一部改正)

第一条 秋田県優良宅地造成認定手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十号ハ」を「第三十一条の二第二項第十一号ハ」に、「第六十二条の三第四項第十号ハ」を「第六十二条の三第四項第十一号ハ」に改める。

(秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例の一部改正)

第二条 秋田県優良住宅新築認定手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条の二第二項第十一号ニ」を「第三十一条の二第二項第十二号ニ」に、「第六十二条の三第四項第十一号ニ」を「第六十二条の三第四項第十二号ニ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十号

都市計画法施行令第三十一条の開発区域の面積を定める条例

都市計画法施行令(昭和四十四年政令第百五十八号)第三十一条ただし書の規定に基づき、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為につき条例で定める開発区域の面積は、五ヘクタールとする。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十一号

秋田県立都市公園条例の一部を改正する条例

秋田県立都市公園条例（昭和五十年秋田県条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第四号(二)(4)の表中

県営庭球場				県営トレーニングセンター			
貸切使用				アリーナ			
電 気				電 気			
全館使用	四分の三使用	二分の一使用	四分の一使用	全館使用	四分の三使用	二分の一使用	四分の一使用
一時間につき				一時間につき			
一、一〇〇円	一、六〇〇円	一、〇五〇円	五三〇円	一、七五〇円	二、一〇〇円	一、四〇〇円	七三〇円
六三〇円							

に

県営トレーニングセンター							
貸切使用							
暖房				電 気			
全館使用	四分の三使用	二分の一使用	四分の一使用	全館使用	四分の三使用	二分の一使用	四分の一使用
一時間につき							
一、九〇〇円	一、二五〇円	一、〇五〇円	六三〇円	一、五〇〇円	一、六〇〇円	一、〇五〇円	五三〇円
二、七五〇円	一、七〇〇円	一、四〇〇円	八四〇円	三、三五〇円	二、一〇〇円	一、四〇〇円	七三〇円
二、七五〇円							

を

改める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

砂防法施行条例をここに公布する。

平成十五年三月十一日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県条例第三十二号

砂防法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、砂防法(明治三十年法律第二十九号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止行為)

第二条 何人も、砂防設備を損傷する行為をしてはならない。

(制限行為)

第三条 砂防指定地(砂防法第二条の規定により国土交通大臣が指定した土地をいう。以下同じ。)において、次に掲げる行為をしようとする者(次条

第一項に規定する者を除く。)は、知事の許可を受けなければならない。

一 施設又は工作物の新築、増築、改築又は除却

二 立木竹の伐採又は樹根の採取

三 木竹の滑り下ろし又は地引きによる搬出

暖房			
全館使用	四分の三使用	二分の一使用	四分の一使用
二、五〇〇円	一、九〇〇円	一、二五〇円	六三〇円
三、三五〇円	二、五〇〇円	一、七〇〇円	八四〇円

四 掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更

五 土石（砂れきを含む。以下同じ。）の採取若しくは鉋物の採掘又はこれらのでたい積若しくは投棄

六 前各号に掲げるもののほか、知事が治水上砂防のため支障があると認める行為

2 知事は、前項の許可に、砂防指定地の管理上必要な条件を付することができる。

3 第一項の許可の期間は、五年以内とする。

（砂防設備の占用等の許可）

第四条 砂防設備を占用しようとする者又は砂防設備から土石を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（許可申請）

第五条 第三条第一項又は前条第一項の許可を受けようとする者は、規則で定める書類及び図面を添えて申請書を知事に提出しなければならない。

（許可事項の変更）

第六条 第三条第一項又は第四条第一項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の変更の許可について準用する。

（許可の更新）

第七条 許可を受けた者は、当該許可の期間の満了後引き続き当該許可に係る行為又は占用若しくは採取をしようとするときは、期間の満了の日の二十日前までに申請書を知事に提出して、許可の更新を受けなければならない。

（許可の特例）

第八条 国又は地方公共団体が第三条第一項の行為又は第四条第一項の占用若しくは採取をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議し、その協議が成立することをもって第三条第一項又は第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

（地位の承継）

第九条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る権利義務の全部を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該許可に係る権利義務を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該許可に係る権利義務を承継した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、速やかに、規則で定める書類を添えて届出書を知事に提出しなければならない。

(権利義務の譲渡)

第十条 許可を受けた者は、当該許可に係る権利義務を譲渡しようとするときは、当該許可に係る権利義務を譲り受けようとする者とともに、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により権利義務を譲り受けた者は、譲渡人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

(届出義務)

第十一条 許可を受けた者は、当該許可に係る行為又は占用若しくは採取をしようとするときは、あらかじめ、届出書を知事に提出しなければならない。当該許可に係る行為又は占用若しくは採取を中止し、廃止し、又は完了したときも同様とする。

2 許可を受けた者は、住所若しくは主たる事務所の所在地又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに届出書を知事に提出しなければならない。

3 許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第八十七条の規定による届出義務者又は法人の清算人は、第九条第二項の規定による届出があった場合を除くほか、速やかに届出書を知事に提出しなければならない。

(原状回復)

第十二条 許可を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに砂防設備又は砂防指定地を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが適当でないと知事が認める場合は、この限りでない。

一 許可期間が満了したとき。

二 第三条第一項又は第四条第一項の許可に係る行為又は占用若しくは採取を廃止し、又は完了した場合において、前条第一項後段の規定による届出があったとき。

三 許可を受けた者が解散した場合において、前条第三項の規定による届出があったとき。

四 許可を受けた目的を達成することが、事実上できなくなったとき。

2 知事は、許可を受けた者に対して、相当の猶予期限を付けて、前項の規定による原状回復又は原状に回復することが適当でないと認める場合に講ずべき措置について、必要な指示をすることができる。

(新たに砂防指定地となった場合の特例)

第十三条 砂防指定地の指定の際現に権原に基づき当該砂防指定地において第三条第一項各号のいずれかに該当する行為をしている者は、当該指定の日から三十日以内に届出書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の指定の日から六月間に限り、同項に規定する行為について第三条第一項の許可を受けたものとみなす。この場合において、当該六月間を超えて当該行為をしようとする者は、新たに同項の許可を受けなければならない。